

東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更  
認可申請に係る審議（５回目）

1. 日 時

令和４年３月１０日（木） １０：３０～１１：２０

2. 場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 北間、本間、町田、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 令和４年１月１３日（木）及び２０日（木）並びに２月１日（火）及び１７日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請事案について、認可することが適当であるとの結論を得た。
  
- 事案処理職員から答申案の方向性について説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。